

介護支援ボランティアポイント事業について

介護支援ボランティアポイント事業について

1. 概要

高齢者が介護施設等で行うボランティア活動に対しポイントを付与し、ポイントに応じて換金することにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進する。

- 開始日 令和元年10月1日
- 対象者 市内在住の本市介護保険第1号被保険者
- 活動場所 市内の介護保険施設及び障がい者施設
- 活動内容
 - ・レクリエーション等への参加の支援・補助
 - ・利用者の話し相手
 - ・利用者へのお茶出し、食事の配膳・下膳の補助 等

○ボランティアポイント

- ポイント付与 活動1時間=1ポイント
- ポイント上限 1日2ポイント
- ポイント交換 1ポイント=100円
- ポイント換金 年間上限5,000円(翌年度に現金換金)

(参考) 鳥取市初年度登録 27人 → 昨年度 約150人
米子市 〃 52人 → 〃 約90人

2. 制度利用の流れ

- (1) ボランティアセンターへ登録申請した後、活動する施設を決定
- (2) ボランティアセンターからボランティア手帳を取得
- (3) ボランティア受入施設でボランティア活動を実施
- (4) ボランティア活動ごとに、活動した施設からボランティアポイントを受領
- (5) ボランティアセンターへ交付金の申請
- (6) 翌年度、市からポイント数に応じた額の交付金を受領

3. 制度概要図

